

原議保存期間1年未満
(令和3年11月3日まで)

庁内関係各課理事官
各附属機関表彰担当課長
各管区警察局監察担当部監察課長 殿
警視庁警務部人事第一課長
各道府県警察本部警務部長

事務連絡
令和2年12月4日
警察庁長官官房調査官

令和3年秋の叙勲及び第37回危険業務従事者叙勲（警察功労叙勲）候補者の
推薦要領について

見出しのことについては、「令和3年秋の叙勲及び第37回危険業務従事者叙勲（警察功労叙勲）候補者の推薦について」（令和2年12月4日付け警察庁丙首人発第85号）により通知したところであるが、推薦に当たっては、別紙「叙勲候補者の推薦要領」に基づき候補者を選考し、推薦されたい。

なお、中央人事者（I種・推薦等）にあつては、別途候補者を選考することから、選考された場合は、最終所属（付所属を除く。）において推薦書類を作成されたい。

【本件担当】

警察庁長官官房人事課表彰係
■■■警部（■■■）

叙勲候補者の推薦要領

1 選考基準

(1) 部外者

種別	類別	対 象	従事（在職）年数	年 齢
春 の 叙 勲	一 類	都 道 府 県 公安委員会委員	8年以上 (北海道の方面公安委員は、11年以上)	70歳以上
		交通安全協会役員	地区単位20年以上、かつ、県単位10年以上 (うち県単位の会長又は副会長1年以上) ※会長または副会長が充て職の場合は相談すること	
		防犯協会役員	地区単位20年以上、かつ、県単位10年以上 (うち県単位の会長又は副会長1年以上) ※会長または副会長が充て職の場合は相談すること	
		警備業協会役員	県単位20年以上、かつ、加盟150社未満の県会 長4年以上又は加盟150社以上の県副会長10年以 上(加盟150社以上の県会長は6年以上)	
		被害者支援団体役員	県単位20年以上、かつ、県団体の長として4 年以上又は全国団体の役員として8年以上(全 国団体の長は、うち長として4年以上)	
		警察武道関係 指 導 者	30年以上(9段以上)	
		その他警察協力者	20年以上	
	二 類	警 察 嘱 託 医	30年以上(死体検案数500体以上)	68歳以上
山 岳 遭 難 救 助 隊 員 等	30年以上			

- 1 公安委員会委員の在職年数は、その在職年数中に委員長に在職した期間がある場合は、当該委員長在職年数を加算するものとする。
- 2 公安委員会委員以外の対象者は、警察庁長官表彰(連名表彰を含む。)を受けたことのある者とする。
- 3 交通安全協会、防犯協会、警備業協会及び被害者支援団体役員とは、「理事」以上をいう。
- 4 被害者支援団体役員歴(県単位)については、当該団体が(公社)全国被害者支援ネットワークに加盟し、かつ、犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けた日以降の役員歴に限るものではなく、当該団体の設立以降の役員歴も含むものとする。
- 5 警察武道関係指導者、その他警察協力者、山岳遭難救助隊員等の上申については、事前に協議すること。

(2) 警察職員

ア 警察官

	勤 続 年 数
警 視 以 上	換 算 15 年 以 上
警 部	通 算 30 年 以 上 (注1)
警 部 補	通 算 35 年 以 上 (注1)

1 秋の叙勲（一類）候補者
本庁課長相当職以上に在職した者（注2）で、年齢は70歳以上とする。

2 危険業務従事者叙勲（警察功労叙勲）候補者（注3）
1以外の者とする。年齢は、原則として70歳以上、警察勲功章（事件功労）、警察功労章（全国優秀、事件功労）、警察功績章（退職時表彰は除く。）の表彰受章者については67歳以上とする。

3 警視以上の換算年数は、警部以下の勤続年数を1/2にした年数に警視以上の勤続年数を加算した年数である。

4 退職に際し名譽昇任した場合は、昇任前の階級に1年以上あったときに限り、昇任後の階級をその者の階級とする。

5 休職回数が4回以上ある者又は休職期間が通算して3年を超える者は、候補者とすることはできない。

6 休職、療養、待命（退職等を前提とした警務部付等）等の期間は除算する。

注1 本部長賞誉以上の優秀、優良職員表彰の受賞者は、警部28年以上、警部補33年以上とし、警察功績章（退職時表彰は除く。）以上の受章者は、警部25年以上、警部補30年以上とする。

注2 「本庁課長相当職以上に在職した者」とは、原則として、警視正以上の階級で、以下の職に在籍した者で、かつ、下記の①又は②に該当する者をいう。

なお、年数の計算方法については、「半月計算」とする。

- 各都道府県警察本部の部長以上又は大規模警察署長
- 警視庁警察学校長、参事官、方面本部長
- 大阪府警察学校長、参事官
- 北海道警察方面本部長
- 警察大学校長、副校長
- 科学警察研究所長、副所長
- 皇宮警察本部の部長以上
- 各管区警察局（管区警察学校を除く。）の部長以上
- 東京都警察情報通信部長、北海道警察情報通信部長、警察情報通信学校長、大規模府県情報通信部長

① 上記の職に在籍し、その間、旧公安職俸給表（一）10級（以下「旧10級」という。）

・管理職手当Ⅱ種以上の給与を1年以上受けている者

② 上記の職に在籍し、その間、旧10級・管理職手当Ⅲ種以上の給与を2年以上受けている者

注3 70歳以上の候補者が少ない等の理由により、70歳未満の候補者を推薦せざるを得ない場合は、必ず警察庁長官官房人事課表彰係（以下「人事課表彰係」という。）に事前に報告すること。

イ 一般職員

階 級 相 当	勤 続 年 数	
警 視 相 当 以 上	換 算	1 5 年 以 上
警 部 相 当	通 算	3 0 年 以 上
警 部 補 相 当	通 算	3 5 年 以 上

1 秋の叙勲（一類）の候補者

(1) 警視相当以上の職員のうち、本部長賞誉以上を受賞している者で、次の何れかに該当する者とする。

○ 本庁

・ 調査官以上（退職時の名誉昇任を除く。）の職に2年以上在職した者

○ 地方機関、附属機関及び都道府県警察

所属長級ポスト（国家公務員：管理職手当4種以上、地方公務員：本部所属長級）

に2年以上在職した者

(2) 勤続年数は、換算19年以上とする。

(3) 年齢は、70歳以上とする。

2 秋の叙勲（二類）の候補者

(1) 次の何れかに該当する者とする。ただし、術科関係、音楽隊等に専ら従事していた者は除く。

なお、不明な点は事前に人事課表彰係に問い合わせること。

○ 警察官として20年以上経験のある者（警察官として擬叙できるものは除く。）

○ 警察庁長官賞詞以上の受賞者

○ 鑑識職員（事務、経理等の管理部門は除く。）

○ 通信職員（事務、経理等の管理部門は除く。）

(2) 年齢は、原則として70歳以上とし、警察勲功章（事件功労）、警察功労章（全国優秀、事件功労）、警察功績章（退職時表彰は除く。）の表彰受章者については69歳以上とする。

3 休職回数が4回以上ある者又は休職期間が通算して3年を超える者は、候補者とすることはできない。

4 休職、療養、待命（退職等を前提とした警務部付等）等の期間は除算する。

5 警視相当以上の換算年数は、警部相当以下の勤続年数を1/2にした年数に警視相当以上の勤続年数を加算した年数である。

6 春の叙勲（二類）の通信職員は、技官から警察歴に通算する。

2 推薦要領

(1) 推薦関係書類は以下のとおりであり、各書類作成上の留意事項は別途指示する。

- ア 勲章審査票
- イ 功績調書
- ウ 履歴書
- エ 刑罰等調書
- オ 戸籍抄本
- カ 住民票
- キ その他必要書類

(2) 推薦関係書類の送付要領

各府県警察本部は、推薦関係書類を各管区警察局経由で人事課表彰係に送付すること。各管区警察局への送付期限は、別途、各管区警察局が指定するものとする。

各管区警察局は、送付された推薦関係書類の審査を行い、正本・副本各1部及び別途指示するデータを人事課表彰係に送付すること。

なお、皇宮警察本部、警視庁及び北海道警察本部については、正本・副本各1部及びデータを直接人事課表彰係に送付すること。

なお、推薦関係書類の送付要領、データの作成、送信要領は別途指示する。

(3) 推薦上の留意事項

ア 警察組織に対する功労者を中心に推薦すること。

なお、春秋叙勲にあつては、主要経歴が公表されることから、同一県内で同一ポスト（主要経歴が同じ者）の重複推薦は避けること。

イ 上申枠の中でそれぞれ優先順位をつけ必要人員を推薦すること。

ウ 候補者の従事（勤続）年数、経歴、表彰歴、兵役、勲章、褒章等は、勲等の評価等に直接関わるものであり、誤りがあれば、受章者に不利益を与えかねない事項で、審査上特に重要であることから、正確に調査すること。

(4) 栄典環境に関する調査の徹底

次に該当する者については、人事課表彰係において内閣府等他官庁と事前に協議を要することから、栄典環境の調査を徹底すること。

ア 各種団体の役員経歴がある、又は公務員としての経歴がある候補者

在職期間の長短にかかわらず、都道府県担当部局と綿密な連絡調整を行い、役職及び経歴の正誤、警察関係以外での叙勲、褒章の可能性、警察庁からの上申可否について確実に確認を行い、「栄典関係協議書」を作成すること。

なお、原則、現職の公選職（地方公共団体の議員又は首長等）に就いている者の推薦は避けること。

イ 栄典の受章環境について検討を要する候補者

次に該当する場合は、令和3年2月12日（金）までに推薦関係書類一式の写し及び「栄典の受章環境について検討を要する候補者事前協議」のデータを事前協議書類として、府県警察本部は各管区警察局経由で、皇宮警察本部、警視庁及び北海道警察本部は直接、人事課表彰係に提出すること。

なお、事前協議対象者であるにもかかわらず事前協議を行わなかった場合は、事前協議を経て受章できる可能性のあった候補者が次回以降の候補者として半年以上受章を見

送られるなどの不利益を被る可能性があることから、栄典環境に関する調査を徹底し、特に企業、団体の役員等の職歴がある候補者の場合には、在職期間及びその前後における当該企業等の栄典環境も確実に調査すること（賞勲局において候補者の栄典環境を独自に調査しており、後日判明することがあることに留意すること。）。

(ア) 候補者又は候補者に関係する法人等が、

- ① 刑罰を受けた場合
- ② 警察等の取調べを受けた場合
- ③ 所得税法、法人税法等に基づく重加算税を賦課された場合
- ④ 独禁法に基づく調査、審決、命令等を受けた場合
- ⑤ 許認可取消し、営業停止等の行政処分を受けた場合
- ⑥ 訴訟が継続中である場合
- ⑦ 不祥事等について報道があった場合
- ⑧ 事故を起こした場合

現職中の警察官による交通事故（業務上過失傷害）については、次の要件を全て満たした場合のみ事前協議対象とし、満たさない場合は推薦を避けること。

- ・刑罰確定日から30年以上経過していること
- ・刑罰確定日以降5年以上警察官として勤務していること
- ・事故後、表彰歴（優秀・優良）がある又は昇任している（名誉昇任以外）こと

- ⑨ 懲戒処分を受けた場合
- ⑩ 経営状態に問題がある場合
- ⑪ 暴力団員との関係が疑われる場合
- ⑫ その他栄典の受章環境に影響があると思慮される場合

※ 処分等を受けた者が恩赦により前科消滅及び刑の軽減がなされたとしても、罪を犯した事実は変わらないことから酌量はされない。

また、過去に上申予定者の刑罰を把握していた場合、現在の刑罰等調書に「なし」と記載がなされていても事前協議を要する。

※ 官製談合事件等関連会社は、事前協議を要する。その際、役職・勤務期間・職務内容等を必ず確認すること。

(イ) 過去に賞勲局に協議書類提出後、取下げ、辞退等をした者（褒章を含む。）を再度推薦する場合

※ 過去、他省庁で上申があった分も必要となるため、事前協議の際に確認すること

(ロ) 過去に褒章を受章した者のうち、受章時に年齢が65歳以上のため褒章止めとなっていた者についても、褒章止めが撤廃されたことに伴い、次のような場合には叙勲候補者として取扱うことができることとなったので、選考に当たっては留意するとともに、この場合の推薦に当たっては事前に人事課表彰係に相談すること。

ア 褒章受章時に評価の対象となった事績と異なる分野における功績を有する場合

(例1) 異種分野の役職を概ね5年以上務めたもの

(例2) 異種分野の役職を複数分野にわたりそれぞれ概ね1年以上務めたもの

(例3) 異種分野における功績により、都道府県知事表彰以上の表彰を受賞したもの

イ アに該当しない場合

(例1) 褒章受章後に、褒章受章時に評価の対象となった事績に係る役職を概ね5年
(その役職が長の場合は1年)以上務めたもの又はより上位の役職に就き概ね1
年以上務めたもの(例えば、団体の理事で褒章を受章後、継続して5年以上務め、
うち副会長を1年以上務めた場合、叙勲の候補者とすることができる。)

(例2) 褒章受章後に、褒章の事績以外の新たな功績により、都道府県知事表彰以上
の表彰を受賞したもの

ウ 上記は例示であって、これに該当しない場合であっても、特に顕著な功績を有する場
合には検討することができる。